

平成 3 0 年 5 月 8 日

法人文書開示請求書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

木野龍逸

住所又は居所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号）

同上

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1. 請求する法人文書の名称等

東京電力、東北電力、日本原子力発電などとの、津波に関する情報連絡会に係る議事メモ。
期間：2002年8月～2011年3月

2. 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ①閲覧 ②写しの交付 ③その他（ ）

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。○

開示請求手数料

300 円× / 件 = 300 円

納付方法

①現金持参 ②現金書留 ③郵便為替○

*この欄は記入しないでください。

備 考

資料請求受付番号

情報公開窓口担当者

広報部 情報公開課

「法人文書開示請求書」（裏面又は別添）

木野 龍逸 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

法人文書開示決定通知書

平成30年5月9日に請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1. 開示する法人文書の名称等

- (1) 津波対策に関する電力との打合せ議事メモ(案)
- (2) 津波評価に関する電力との打合せメモ
- (3) 津波評価に関する電力との打合せメモ
- (4) 海溝沿い津波に関する打合せメモ

2. 不開示とした部分とその理由

上記1.(1)～(4)の文書に記載された原子力機構職員、特定会社職員及び有識者の氏名並びに職位

【理由】

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、情報公開法第5条第1号に該当する。

ただし、独立行政法人国立印刷局が発行している職員録(文書作成当時)に氏名が掲載されている原子力機構職員については、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示とする。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構を被告として、同法第12条に定める裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(訴訟においては6か月以内)であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事 務 連 絡
平成 3 0 年 6 月 2 7 日

木野 龍逸 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
広報部 情報公開課

法人文書開示決定通知書等の送付について

法人文書開示請求（資料請求受付番号：30本部001）について、法人文書開示決定通知書等を送付いたします。

※法人文書開示決定通知書の1.（2）及び（3）の文書は、日付等に誤記がありますが、同じ内容の文書となります。

開示の実施を希望される場合は、法人文書開示決定通知書の「3. 開示の実施の方法等」及び当該通知書に添付する説明事項にしたがって、法人文書の開示実施方法等申出書に必要事項を記入の上、当該通知書を受け取った日から30日以内に提出してください。

また、写しの送付を希望される場合は、当該通知書に記載した郵送料（郵便切手）も同封してください。

なお、本件は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第1項により第三者への意見照会を行っており、同法同条第3項により、開示を実施する日は平成30年7月13日以降となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○本件問い合わせ先（担当）
〒319-1184
茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
広報部 情報公開課
TEL : XXXXXXXXXX
FAX :

津波対策に関する電力との打合せ議事メモ（案）

1. 日時
平成 20 年 3 月 5 日（木）17:00～18:30
2. 場所
東電本店別館会議室
3. 出席者
東電側：[REDACTED]、東電設計：[REDACTED]
東北電側：[REDACTED]、[REDACTED]、有限会社シーマス：[REDACTED]
原電側：[REDACTED]、[REDACTED]
JAEA 側：飛田副 C 長、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]
4. 議事メモ
 - (1) 東電福島津波対策説明
 - ① 東電福島は電共研津波検討会の状況、学者先生の見解などを総合的に判断した結果、推本（地震調査研究推進本部）での検討成果（福島県の日本海溝沿いでの M8 を超える津波地震などが発生する可能性があるとの新しい知見）を取り入れざるを得ない状況である。
 - ② 津波対策の方針を今判断しないと耐震 B C 報告書提出時（福島第 1：平成 21 年 6 月、福島第 2：平成 21 年 3 月）までに対策工事が間に合わない。なお、津波対応については平成 14 年頃に国からの検討要請があり、結論を引き延ばしてきた経緯もある。
 - ③ 現在、土木学会の三陸沖の波源モデルをベースに津波対策を社内（土建、機械など技術部署）で検討中である。
 - (2) 質疑
 - ① 推本の津波地震波源エリアを宮城県沖の北側と南側に分けて考えるべきではないか。（東北電）
⇒学者先生に対して技術的、科学的説明ができない。（東電）
 - ② 津波対策を原発のみ行くと地元周辺への不安等影響が大きいのではないか。どのように考えているのか。（JAEA）
⇒社内としてまずは技術的検討（ハード・ソフト面、運用面など）の結果を踏まえて、地元などへの影響については広報部などと相談して対応策を検討する方針である。短期的課題と中長期的課題に分けて対応することも考えている（東電）

③ ひたちなか港には東電の火力発電所があるが、津波対策は考えているのか。(JAEA)

⇒持ち帰って社内で今後検討する。(東電)

④ 茨城県は昨年 10 月に津波調査結果を公表している。基本的にはそれをベースに検討したいと考えているが、福島県も同様の考え方で進める訳にはいかないのか。(JAEA)

⇒耐震BCの随伴事象である津波についても最新の知見を踏まえて検討することになっているので、難しいと考えている。(東電)

⑤ 原電東海は現在、津波対策として茨城県の公表データでも対策を進めなくてはならないので耐震BC報告の時期(平成20年12月)を考慮すると現時点で判断せざるを得ない。3月中には地元で説明することにして

いる。

(3) 今後の対応

① 今後、各事業者間での情報連絡を密にして対応することとする。特に新たな情報や技術的検討が進んだ段階で検討会を設けることとする。

② 茨城県による房総沖地震での津波評価結果に基づく評価で対応が可能か否かについても駄目元で学者先生(東北大■■■■)に意見を仰ぐことも検討する。(原電と調整)

(4) 追記(会議後:■■■■-飛田)

① 東北電女川は土木学会の三陸沖の波源モデルを引用すると水没し影響は極めて大きい。何とか阻止したいが・・・

② 電力は現在耐震BCについて統一的な行動はとられていない。事業者の独自性が強くなっている。

以上

津波評価に関する電力との打合せメモ

1. 日時：平成 20 年 7 月 25 日（木）17:40～19:00
2. 場所：大手町ビル 7 階 電中研会議室
3. 出席者：東京電力 [REDACTED] [REDACTED]
 東北電力 [REDACTED]
 原電 [REDACTED]
 東電設計 [REDACTED]
 JAEA 飛田副センター長、[REDACTED]、[REDACTED]
4. 議題：検討状況、対応策、今後のスケジュール
5. 主な議事
 - (1) 東電の検討状況
 - ① 波源に関する検討としては、三陸沖モデル、推本モデル、房総沖モデルを検討している。合わせて敷地への遡上対策工として防潮堤や防潮壁の検討を行っている。
 - ② 推本モデルの結果（推本の位置に三陸沖モデルをおいてパラスタした最大値）は、福島第 1 地点で、津波高さ約 10m であり、H17 電共研成果の津波ハザードの 10^{-5} のオーダーであり、Ss のオーダーと調和的であった。
 - (2) 東北電力の検討状況
 - ① 6/9 と 7/2 に有識者（東北大教授）へご意見を伺いに行った。土木学会手法による評価に対して、否定的な意見はなかったため、推本モデルのような設定は行わないことに社内決定した。
 - ② 土木学会手法による評価では、施設に影響は及ぼさない。
 - (3) 原電の検討状況
 - ① 原電・JAEA は共通のモデルで評価を行っている。評価は、最新知見である茨城県の評価（房総沖モデル）についても考慮している。
 - ② 房総沖モデル、推本モデルともに原子炉施設付近まで浸水する。推本モデルは影響甚大である。
 - ③ 今後、有識者に（東北大教授）ご意見を伺うことを考えている。推本の「領域内でどこでも発生する可能性がある」という考え方は取り入れるとしても、三陸沖モデルを動かすのではなく、房総沖モデルを動かすシナリオで相談する。
 - (4) JAEA の検討状況
 - ① 原電・JAEA は共通のモデルで評価を行っている。評価は、最新知見である茨城県の評価（房総沖モデル）についても考慮している。
 - ② 房総沖モデルでは再処理敷地の一部が浸水、推本モデルでは BC 対象施

設まで浸水する。

- ③ 推本モデルの結果に対して、建家ごとに防潮壁で囲う、防水扉に変更する等の対策を検討している。

(5) その他

- ① 宮城県沖以北と以南では巨大地震の活動性（地震発生メカニズム）が異なると言われているので、宮城県・福島県境の沖で、セグメントを分けられないか検討する。⇒東電設計（検討期限：8/18）。
- ② 原電・JAEA 共同で、有識者（東北大教授）を訪問し、波源設定に関するご意見を伺う（日時未定）。

以上

津波評価に関する電力との打合せメモ

1. 日時：平成20年7月23日（水）17:40～19:00
2. 場所：大手町ビル7階 電中研会議室
3. 出席者：東京電力 ■■■ ■■■
東北電力 ■■■
原電 ■■■
東電設計 ■■■
JAEA 飛田副センター長、■■■ ■■■
4. 議題：検討状況、対応策、今後のスケジュール
5. 主な議事
 - (1) 東電の検討状況
 - ① 波源に関する検討としては、三陸沖モデル、推本モデル、房総沖モデルを検討している。合わせて敷地への遡上対策工事として防潮堤や防潮壁の検討を行っている。
 - ② 推本モデルの結果（推本の位置に三陸沖モデルをおいてパラスタした最大値）は、福島第1地点で、津波高さ約10mであり、H17電共研成果の津波ハザードの 10^{-5} のオーダーであり、Ssのオーダーと調和的であった。
 - (2) 東北電力の検討状況
 - ① 6/9と7/2に有識者（東北大教授）へご意見を伺いに行った。土木学会手法による評価に対して、否定的な意見はなかったため、推本モデルのような設定は行わないことに社内決定した。
 - ② 土木学会手法による評価では、施設に影響は及ぼさない。
 - (3) 原電の検討状況
 - ① 原電・JAEAは共通のモデルで評価を行っている。評価は、最新知見である茨城県の評価（房総沖モデル）についても考慮している。
 - ② 房総沖モデル、推本モデルともに原子炉施設付近まで浸水する。推本モデルは影響甚大である。
 - ③ 今後、有識者に（東北大教授）ご意見を伺うことを考えている。推本の「領域内でどこでも発生する可能性がある」という考え方は取り入れるとしても、三陸沖モデルを動かすのではなく、房総沖モデルを動かすシナリオで相談する。

(4) JAEA の検討状況

- ① 原電・JAEA は共通のモデルで評価を行っている。評価は、最新知見である茨城県の評価（房総沖モデル）についても考慮している。
- ② 房総沖モデルでは再処理敷地の一部が浸水、推本モデルでは BC 対象施設まで浸水する。
- ③ 推本モデルの結果に対して、建家ごとに防潮壁で囲う、防水扉に変更する等の対策を検討している。

(5) その他

- ① 宮城県沖以北と以南では巨大地震の活動性（地震発生メカニズム）が異なると言われているので、宮城県・福島県境の沖で、セグメントを分けられないか検討する。⇒東電設計（検討期限：8/18）。
- ② 原電・JAEA 共同で、有識者（東北大教授）を訪問し、波源設定に関するご意見を伺う（日時未定）。

以上

海溝沿い津波に関する打合せメモ

【日時】平成20年8月6日（火） 10:00～11:50

【場所】東京電力会議室

【出席者】原電 [REDACTED]

東北 [REDACTED]

JAEA 飛田, [REDACTED] [REDACTED]

東電 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] (記) 敬称略

主な内容は以下のとおり

【海溝沿いの地震の取扱について】

- ・ 東電は、海溝沿いの地震（どこでも起きる）について、推本の見解を無視することはできないが、取扱については、今後電共研でプラクティスについて検討していくこととし、当面の耐震バックチェックでは土木学会手法をベースとして進めることとしたい。
- ・ 東北電力は東北大学 [REDACTED] [REDACTED] に土木学会手法に基づく東通、女川の津波評価を説明し、異論がなかったことから、東電の考えで問題ないと考える。
- ・ 各社東電の進め方に対する見解を社内で確認し、回答することとした。

【福島県、茨城県の津波、貞観津波について】

- ・ 東電は福島県、茨城県の津波について、県の示す波源モデルそのものを用いて解析を行い、影響がないことを確認している。
- ・ 原電は茨城県の津波について、痕跡を再現する一枚モデルを別途作成した上でパラメータスタディを行い評価。このモデルの考慮によって、推本の見解を反映したことにつながる可能性もあると考えている。
- ・ 東北電力は貞観津波について、論文に示されたモデルそのものを用いて検討を行っている。
- ・ これら取扱についても今後調整を行う。

以上